

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳のある生活を阻害するものである。

社会福祉法人渡良瀬会（以下「法人」という。）においては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨に鑑み、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を行わない。

2 身体拘束等の適正化に関する内部体制について

法人は、身体拘束等適正化を目的として、身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会は、年1回以上の頻度で定期的に会議を開催する。

また、法人が設置する施設又は事業所（以下「施設等」という。）には、それぞれに身体拘束検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。なお、検討委員会は、年2回以上の頻度で定期的に会議を開催し、次の事項について協議することとする。

- (1) 身体拘束事案の有無
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の妥当性
- (3) その他必要な事項

3 身体拘束等の適正化のための職員研修について

施設等においては、身体拘束適正化のため、利用者支援に携わる全ての職員について、年1回以上の頻度で内部研修を行う。また、施設等は、行政及び民間団体が実施する外部研修についても、可能な限り積極的に参加するよう職員へ働きかけることとする。

4 施設内で発生した身体拘束等の報告について

施設等において発生した身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告しなければならない。

5 身体拘束等発生時の対応

施設等において緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の手続きをとることとする。

- (1) 妥当性の確認（検討委員会において、当該事案における切迫性、非代替性及び一時性の3要件を確認する。）
- (2) 利用者及びその家族等に対する説明（当該事案において、身体拘束等が必要となる理由及び身体拘束等の内容について、利用者及びその家族等に具体的に説明し、了解を得る。）
- (3) 定期的な見直し（身体拘束等実施の決定後は、当該事案について、実施状況や利用者の日々の様態を正しく記録することとし、検討委員会において、拘束解除に向けた見直しを定期的に行う。）

6 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者及びその家族等が閲覧できるように、法人ホームページ等に掲載することとする。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。